

四街道市税条例の一部を改正する条例

(四街道市税条例の一部改正)

第1条 四街道市税条例（昭和35年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条中第11項を第17項とし、同項の前に次の1項を加える。

16 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第10条の2中第10項を第15項とし、第6項から第9項までを5項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の5項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

第2条 四街道市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第15項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の四街道市税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。